

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和6年5月30日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件
年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2300145号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400003号

## 第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和63年3月31日から同年4月1日に訂正し、昭和63年3月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

昭和63年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和60年3月22日にA事業所に採用され、継続して平成3年3月31日までC職として勤務していた。昭和60年4月1日に賃金職員として厚生年金保険に加入し、昭和63年4月1日には正規職員となり、D共済組合に加入したが、年金記録によると、継続して同じ事業所に勤務していたのに厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和63年3月31日となっているので、同被保険者資格喪失日を昭和63年4月1日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

B事業所から提出された請求者に係る人事記録、同事業所が交付した在職証明書、請求者から提出された請求期間及びその前後の期間に係る給与支給明細書により、請求者は、昭和63年3月31日までA事業所の賃金職員として継続して在籍し、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたことに加え、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を給与から控除されていたと認められることが要件とされている。

また、B事業所は、請求期間当時の給与の支払及び社会保険料の控除方法について、「賃金職員は、翌月支払・翌月控除」、「正規職員は、当月支払・当月控除」であると回答しているところ、請求者から提出された賃金職員に係る昭和63年4月分給与支給明細書(職員番号\*)において、昭和63年3月分の厚生年金保険料は控除されておらず、正規職員に係る昭和63年4月分給与支給明細書(職員番号\*)において控除されているのは、昭和63年4月分の共済長期掛金であることが確認できる。

さらに、請求者から提出された昭和63年分給与所得の源泉徴収票について検証したところ、請求期間及びその前後の期間に係る給与支給明細書と符合し、請求期間に係る昭和63年3月分の厚生年金保険料は控除されていないことが推認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周

辺事情は見当たらないことから、請求期間について、厚生年金特例法に基づく記録の訂正を認めることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは認められないものの、請求者が請求期間に継続してA事業所に在籍していたことが認められることから、請求者の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 63 年 4 月 1 日に訂正し、昭和 63 年 3 月の標準報酬月額については、請求者から提出された請求期間及びその前後の期間に係る給与支給明細書から 20 万円とすることが妥当である。

なお、請求期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2300217号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400004号

## 第1 結論

請求者のA社における平成22年12月25日の標準賞与額を22万円、平成28年2月29日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成22年12月25日及び平成28年2月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月25日及び平成28年2月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年12月25日  
② 平成28年2月29日

A社から支給された請求期間①及び②の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る支給控除一覧表によると、請求者は、同社から平成22年12月25日に22万円、平成28年2月29日に20万円の賞与の支払を受け、各賞与から、平成22年12月25日は22万円、平成28年2月29日は20万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、オンライン記録によると、平成22年12月25日及び平成28年2月29日に係る標準賞与額は、いずれも厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に厚生年金保険法第75条本文に該当する記録として処理されている上、事業主は、請求期間①及び②に支給した賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2300261号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400005号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社B事業所における共済組合員としての取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間について、請求者のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和33年9月1日から昭和34年6月1日まで

請求期間について、A社B事業所C部署にD職及びE職として勤務し、F作業やその他の雑務に従事したが、年金記録では、職員に採用された昭和34年6月1日からA社共済組合の組合員となっており、請求期間における公的年金制度の加入記録がないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、自身が所持する人事記録(履歴書及び履歴カード)により、A社B事業所C部署において、請求期間のうち、昭和33年9月1日から昭和34年3月31日までの期間はD職として、昭和34年4月1日から同年5月31日までの期間はE職として、それぞれ勤務し、昭和34年6月1日に職員に採用されたことが確認できる。

しかしながら、G共済組合法(昭和\*年\*月\*日法律第\*号)第\*条第\*項において、「役員及び職員(臨時に使用される者を除く。以下同じ。)(以下「役職員」という。)は、すべて組合員とする。」と規定されているところ、H共済組合(昭和\*年\*月まではH'共済組合)は、D職及びE職は同規定の臨時に使用される者に該当し、組合員から除外されていることから、請求者は、請求期間において共済組合員となることができなかつたと回答している。

また、請求者が所持するH共済組合I職から交付された「退職共済年金に関する通知書」(平成7年11月1日付)において、共済組合の加入年月日は、請求者が職員に採用された日と同日の昭和34年6月1日と記載されていることが確認できる。

一方、A社に勤務するD職及びE職に対する厚生年金保険の適用については、J規程(昭和\*年\*月\*日通達第\*号)により、請求期間後の昭和38年10月1日から厚生年金保険の適用を開始したことが確認できる上、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、B事業所は、当該規程と符合する昭和38年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間当時は同保険の適用事業所でなかつたことが確認できる。

また、請求者がA社B事業所のK部署における採用前新人研修の同期修了者であったとして名前を挙げた者は、オンライン記録によると、請求者と同様、昭和34年6月1日にH'共済組合の組合員となっており、同日より前に公的年金制度の加入記録はない。

さらに、厚生年金保険の被保険者が同時に加入する医療保険制度は健康保険(政府管掌健康保険

又は健康保険組合) であるところ、請求者が所持する日雇労働者健康保険被保険者手帳によると、請求期間の各月において、22 枚から 25 枚の日雇労働者健康保険印紙が貼付されていたことが確認でき、請求者は請求期間において、厚生年金保険及び健康保険の被保険者ではなく、日雇労働者健康保険(当時)の被保険者として、勤務した日ごとに保険料を負担していたことが認められる。

このほか、請求者の請求期間に係る共済組合員の資格及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において共済組合員であったと認めることはできず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。